

株式会社T・G・Fに対し、平成25年4月1日以降において 諫早湾干拓地の利用の継続を認めないことを財団法人長崎県 農業振興公社に求める決議

諫早湾干拓農地借受申出書の添付資料「営農計画書」に谷川喜一氏が年間90日間、田丸加代子氏は60日間、谷川富貴氏は150日間、自家農業に従事すると記載されているが、谷川喜一氏は、(株)谷川建設、(株)谷川商事、(株)マルキ開発の代表取締役を兼務しており、その業務量から考えると、社会通念上、要件を充足させることは困難である。

実際、「私が農業生産法人の4要件について、設立当初、正確に把握をしておりませんで、平成20年2月に永田証人の方から、要件を満たしていない旨、私の方に報告がありました。」との谷川喜一証人の証言にあるように、その要件を充足することはできていなかったものである。

このことは、平成19年度の農業生産法人の報告書によっても確認でき、その中では、従事日数は0日と報告されており、充足できないどころか、従事の実績すらないものである。

谷川富貴氏についても、当時、妊娠中であり、150日もの農作業への従事は実質不可能と考えられるが、実際、平成19年度の農業生産法人の報告書によると、従事日数は0日と報告されている。

これらの日数の記載は、この申請のみではなく、平成19年2月に大村市農業委員会に行った「農業経営基盤強化促進事業申出書」、平成19年6月に大村市に行った「農業経営改善計画認定申請書」、平成19年8月に諫早市に行った「農業経営改善計画認定申請書」などにおいても冒頭に記したものと同様の数字が使用されている。

また、谷川富貴氏、田丸加代子氏（(株)T・G・F元取締役）両名に、「(株)

T・G・Fの各種申請の計画内容及びその実績について」証言を求めるため出頭を請求したところ、出頭しない旨の上申書が提出されたが、その中で「証言を求める事項」は、「農地法違反による刑事罰の対象となる事項に関して証言を求めるものであること。」、「谷川喜一氏が刑事訴追を受けるおそれがある事項に関するものである。」と記載されており、このことは、申請内容に虚偽の事実が記載されていると自認したとも言える内容である。

さらに、申出書の内容に、主な生産品目の販売先としてカルビーポテト(株)等と記載されており、後述の評価点数の評価に大きな影響を与えることとなるが、売上計画においても、これは全体の1割程度に過ぎないものである。

取引の根拠としている、取引証明書についても内容を見る限り、数量等の記載もなく、根拠としては不十分なものと言わざるを得ない。

加えて、入植後3年目の収支計画では、売り上げ1億6千万円弱で2百万円弱の黒字を見込んでいるが、平成22年度の農業売上実績は、その4分の1に過ぎず、農業売上だけでは、黒字にならず、農業以外の売上を計上し、黒字を確保している。

確かに、入植面積は60haから32haと半分程度になっているが、計画では200万円弱の黒字を見込んでいたものが、実際には農業売上だけでは、1,000万円を越える赤字となっており、当初の計画自体に疑問が生じてくる。

また、資本金については、当初200万円で法人を設立しており、これについても大規模農業を目指す法人としては如何なものかと考えるが、入植決定直後の5月20日には、資本を減額し、60万円になっている。

こうしたことは、まさに、申請内容が単なる将来計画ということにとどまらず、計画遂行の意思、並びに農業で自立する意欲と能力を有するものと汲み取ることができない、実態と異なる架空の記載がなされているばかりか、農作業等に従事する意思がまったくないことを承知したうえでの虚偽の記載による申し出となっている。

上記に加え、農業だけでは経営が成り立たないため、平成21年度から(株)谷川建設が行うシロアリ駆除などの販売・管理業務を代行することで手数料収入を得ているが、平成21年度は、総売上2,800万円のうち800万円、平成22年度は、総売上5,500万円のうち1,500万円と総売上の3割近くを占めるものとなっているが、これらに関わる従業員として、正社員は、現在2名に過ぎない。

この正社員2名によって、32haという大規模農業が確実に展開できるかも疑問なしとしないところであるが、これに加えてシロアリ駆除や建築資材の販売の管理業務の代行手数料により1,500万円という売上額を計上するということは、商行為として社会通念上、ほとんど考えられず、(株)T・G・Fの経営状況について、大きな疑念を抱かざるを得ない。

このことは、農地法上の要件に抵触しないまでも、莫大な公費を投入するなか、本県の農業振興のあり方として画期的な大規模農業を实践するものとして、県民期待の事業であり、それを担う選ばれた経営体としては、本来は、農業のみで成り立つべきものであり、生産性を高め、農業収入を上げることで、本県農業の牽引役としての役割を期待されているものであることを考慮すると、甚だ適格性を欠くものと言わざるを得ない。

さらに、リース料については、現在は、設定額から減額された金額となっているが、5年後となる来年度には、改定が予定されており、本来の設定額に戻される予定となっている。

このことは、一般的に、入植後、5年間で経営を軌道に乗せることが可能と考えられており、その実践を求められているものと思われる。

以上のことから、入植後の農業経営に対して真摯に取り組んでいるのか、取り組む意欲があるのか、甚だ疑問であり、農業で自立できる意欲と能力を有するものとは認めることはできない。

また、要件違反の部分は補正されたとはいえ、虚偽の申請によって入植し

た営農者に対し、そのまま入植を認め続けることは、他の入植者に対する悪影響のみならず、諫早湾干拓地への入植に対する県民の不信を招くものであることから、農地の利用を継続させることを認めることはできない。

よって、本県議会は、株式会社 T・G・F に対し、平成25年4月1日以降において諫早湾干拓地の利用の継続を認めないことを財団法人長崎県農業振興公社に求めるものである。

以上、決議する。

平成 2 4 年 7 月 1 3 日

長 崎 県 議 会